

幌延町建設工事等競争入札参加資格審査申請受付要領

令和7年度及び令和8年度に幌延町が発注する建設工事・設計等の競争入札に参加希望される方の資格審査申請を次のとおり受付いたします。

1 審査基準日（経営事項審査及び入札参加資格審査を受ける上で基準となる日）

資格審査書類に関する基準日は次のとおりです。

- (1) 建設工事 令和7年1月1日
- (2) 設計等 令和7年1月1日

2 資格要件等

(1) 建設工事を希望する場合

建設工事とは、土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の29種類で、建設業の許可を必要とする工事種別をいいます。

① 審査基準日（令和7年1月1日）において、資格に対応する建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいなければなりません。

② 資格に対応する建設業の許可については、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していなければなりません。

なお、申請書類として総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しを必ず提出してください。ただし、経営事項審査結果については、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（P点）の通知を受けていること。

③ 経営事項審査結果において、「資格に対応する建設業の基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること」が必要です。

(2) 設計等を希望する場合

設計等とは、建築物の設計（建築設計）、土木施設物の設計（土木設計）、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成、造林の7種類で、建設業の許可を必要としない種別をいいます。

① 建築設計を希望する場合は、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要です。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではありません。

測量を希望する場合は、測量法による測量業者の登録が必要です。

② 審査基準日（令和7年1月1日）において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいることに併せて、直前1年間に事業高（営業実績）があることが必要です。

③ 個人の場合は、従業員の数が3人以上であることが必要です。

3 受付期間及び受付窓口

令和7・8年度の資格審査申請の受付期間及び受付窓口は次のとおりです。

(1) 受付期間：令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）

令和7・8年度の資格審査申請については、原則郵送による受付のみといたします。ただし、幌延町内に本社及び事業所がある業者については、持参可能とします。

(2) 受付窓口：幌延町役場 産業建設課 管理係

TEL 01632-5-1116（内線253）

4 資格の有効期間

幌延町の資格審査は隔年制を採用しておりますので、資格の有効期間は令和7年度及び令和8年度の2年間となります。従って、令和7年度に資格を得た場合は令和8年度（中間年）に申請する必要はありません。

5 申請様式等

幌延町ホームページに掲載している様式を使用してください。